

野田市農業委員会総会会議録（第1回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和3年1月8日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山幹雄	2番	石山高弘
3番	藤井愛子	4番	川辺茂
5番	筑井正	6番	古谷文夫
7番	齊藤和夫	8番	石塚正夫
9番	染谷美佐夫	10番	針ヶ谷久翁
11番	青木進	12番	宇佐見稔久
13番	吉岡清美		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第6号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

報告第7号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和3年第1回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

12番 宇佐見 稔久 委員

2番 石山 高弘 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、申請番号5番は議案第5号「農用地利用集積計画について」の申請番号5番から8番と不可分の案件のため、一括して審議します。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田3筆で948平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和2年12月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は2班が担当で、1月5日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から3番、5番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番から7番については石塚委員、議案第1号申請番号4番、6番から8番、議案第2号申請番号2番、議案第3号申請番号8番から12番については石山幹雄委員が、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について石塚委員から報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、今上字藤塚道下の田3筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番、3番は不可分の案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番、3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で7773平方メートルとなっております。

権利の内容は、賃借権設定です。

譲渡人の申請理由は、申請番号2番は農業経営を縮小するため、申請番号3番は賃貸借契約締結のため、譲受人の申請理由は種子生産を実施するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準については、第5号の下限面積要件は50アール以上の農地を取得予定のため満たしています。

第1号の全部効率利用要件は機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

また、申請人は農地所有適格法人以外の法人ですが、農地法第3条第3項に規定するすべての要件を満たしています。

令和2年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号2番、3番について報告します。

申請地は、吉春字向原の畑2筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画、将来展望について、説明をお願いします。

申請人 ○○株式会社総務の○○と申します。

よろしく申し上げます。

今回、土地の選定理由としましては、本社が○○にあります但本社から近く管理がしやすい環境にあることと、また、2ヶ所お借りする内のお一つは、○○、○○の親族にあたるためお借りしやすい環境にある点から選定させていただいています。

営農計画に関してですが、弊社は野菜の種子の販売を行っていますが主に人参やキャベツ、大根の原種の採種をする上で活用させていただきます。

生産物の処理方法としましては、原種を増やし種子の販売に使わせていただきます。

農業機械の所有の状況ですが、自社でトラクターを1台所有しております。

農作業に従事する者の数は、常時する者は3名、パートさん2名となり、計5名となります。

技術というところでは、基本的に農学出身の方達が従事しております。

また、○○、○○においては20年以上、弊社で○○研究農場が○○市にあり、そちらで農業を行っておりますので、技術の方は十分にあると思われます。

私の方からは以上です。

議長 何かご質問ありますか。

地元委員の方から何もないですか。

石山（幹）委員 主にどのような作物の種子を採取するんですか。

申請人 弊社はですね主とする野菜種子が人参、キャベツ、大根等になってまして、こちらお借りする土地ではその3品目を主に行って参ります。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1622平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するた

めとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和2年12月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、中里字阿部島の田1筆で、肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番、議案第5号申請番号5番から8番は不可分の案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1216平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は自宅から遠く不便なため、譲受人は自宅の隣地のためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和2年12月25日に受付をしております。

次に議案第5号申請番号5番から8番についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

野田市長より令和2年12月25日付けで、令和2年度第8次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、3年の賃借権設定が畑2筆で2029平方メートル、3年の使用賃借権設定が畑2筆で1811平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 申請番号5番については現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、上三ヶ尾字本郷の畑1筆で、保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 6 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 439 平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業耕作地の拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 2 年 12 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 1 号申請番号 6 番について報告します。

申請地は、古布内字山の畑 1 筆で、肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 961 平方メートルとなっております。

権利の内容は、使用貸借権設定です。

申請理由は、譲渡人は農業者年金受給のため、譲受人は耕作のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 2 年 12 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 1 号申請番号 7 番について報告します。

申請地は、桐ヶ作字前坪の畑 1 筆で、肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 6 筆で 5387 平方メートルとなっております。

権利の内容は、賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、離農により耕作地を有効利用してもらうため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

法人の代表の方は平成 31 年 3 月 12 日付けで農地法第 3 条の許可を受け、新規就農した方で、今回、個人から法人に貸借を切り替えるため、申請に至りました。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準については、第 5 号の下限面積要件は 50 アール以上の農地を取得予定のため満たしています。

また、申請人は農地所有適格法人以外の法人ですが、農地法第 3 条第 3 項に規定するすべての要件を満たしています。

令和 2 年 12 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 1 号申請番号 8 番について報告します。

申請地は、平成の畑 1 筆、新田戸字南の畑 5 筆で、耕作中及び肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号及び議案第 5 号申請番号 5 番から 8 番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題と

します。

なお、申請番号 1 番は議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号 6 番と不可分の案件のため、一括して審議します。

申請番号 1 番、議案第 3 号申請番号 6 番は不可分の案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください

本案は、令和元年 9 月 26 日付けで貸駐車場用地として農地法第 5 条の規定による許可を受けています。

計画変更の理由は、駐車場の管理を委託する予定でしたが、管理業者の担当者が体調不良により請け負うことが出来なくなったため、計画変更の申請に至ったものです。

変更内容は許可地の一部について、当初計画者から事業者を変更し、事業目的を貸駐車場用地から建売住宅用地に変更するものです。

次に議案第 3 号申請番号 6 番についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

今回、許可を受けた者から事業者が変更となることに伴い、農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されています。

申請地は、畑 4 筆で 780 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による建売住宅用地です。

令和 2 年 12 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 2 号申請番号 1 番及び議案第 3 号申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は既存の給水管を使用し、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力が認められます。

信用についても、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください

本案は、令和元年5月24日付けで太陽光発電施設用地として農地法第5条の規定による許可を受けています。

計画変更の理由は、地盤が軟弱であり、隣地より低いことにより、水はけが悪く、雨水が溜まる状況で、土地改良のために盛土をすることになり、計画変更の申請に至ったものです。

なお、事業者、事業区域、転用目的に変更はありません。

令和2年12月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第2号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、盛土を行い、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力が認められます。

信用についても、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号及び議案第3号申請番号6番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から5番、申請番号7番から12番を議題とします。

申請番号1番から3番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番から3番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑5筆で6053平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年12月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第3号申請番号1番から3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋め立て等は行わず、転圧により整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番から3番の説明をする前に、申請番号1番から7ページの申請番号12番の案件に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番から3番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番、5番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号4番、5番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1163平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年12月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第3号申請番号4番、5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、軽く転圧をかけるのみで、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は周囲へ雨水が流出しないよう土のうを設置し、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号7番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で288平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による専用住宅用地です。

令和2年12月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第3号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、現況高を利用し、駐車スペース、出入り口のみ切土し、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は公営水道を利用し、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、法面処理により土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、住宅ローンに係る書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番、9 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 8 番、9 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1073 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和 2 年 12 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 3 号申請番号 8 番、9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、現況高にて整地し、資材置場を整備する計画となっております。

ます。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番から 12 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 10 番から 12 番についてご説明いたします。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

申請地は、畑 5 筆で 3111.01 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による資材置場用地です。

本案は隣接地に倉庫を建設予定であり、倉庫の工事期間中のみ資材置場として利用するもので、令和 4 年 6 月 30 日までの一時転用許可となります。

許可期間終了後は農地に復元することになります。

令和 2 年 12 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 3 号申請番号 10 番から 12 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、現況復旧を容易にするため整地等はせず、鉄板を敷いて資材置場として利用する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプ枠組み及びメッシュシートで仮囲いする計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

排水同意書は一時転用のため不要です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

吉岡委員 教えて欲しいのですが、一時転用ってありますが、どのぐらいの期間ですか。

事務局 期間については、今回隣接地の倉庫建築のための資材置場で、倉庫の建築する期間中なので令和4年6月30日までの期間であります。

吉岡委員 その後はまた、農地に戻すわけでしょう。

事務局 一時転用のため、農地に復元します。

農地に復元するという誓約書も添付されております。

吉岡委員 余り長いと農地に戻すことなかなかそう戻らないので、ちょっと心配でした。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号申請番号1番から5番、7番から12番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和47年以前から宅地として利用し、現在に至っております。

平成2年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和2年12月21日に受付をしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議案第5号「農用地利用集積計画について」の申請番号1番から4番、9番から25番を議題とします。

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号申請番号1番から4番、9番から25番についてご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

野田市長より令和2年12月25日付けで、令和2年度第8次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、1年8ヶ月の賃借権設定が田4筆で6144平方メートル、8年2ヶ月の賃借権設定が田3筆で5625平方メートル、畑14筆で7088平方メートル、となっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号申請番号 1 番から 4 番、9 番から 25 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 8 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の 1 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の権利取得の届出は、2 件受理しております。

次に 2 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1 件受理しております。

次に 3 ページから 7 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、17 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に 8 ページから 10 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書は、1 法人から 3 ヶ年分の報告がありました。

次に 11 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約は、2 件提出がありました

次に 12 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出は、1 件提出がありました。

次に 13 ページをご覧ください。

報告第 7 号 農用地利用集積計画の中途解約は、1 件提出がありました。

次に 14 ページをご覧ください。

報告第 8 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、1 件証明いたしました。

以上です。

議長 次に報告第 8 号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和 60 年 10 月 17 日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。番号 1 番について、調査にあたった染谷委員より報告をお願いします。

染谷委員 報告第 8 号番号 1 番について報告します。

去る 11 月 10 日に事務局職員 1 名と現地調査を行いました。

照会地は、農地として肥培管理されていまして、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 4 時 1 分)